

て得た数以上

ロ 看護師の数は、次のとおりとすること

- (1) 入所者の数が五十を超えない身体障害者療護施設にあっては、常勤換算方法で、二以上
- (2) 入所者の数が五十を超えて六十を超えない身体障害者療護施設にあっては、常勤換算方法で、三以上
- (3) 入所者の数が六十を超えて八十を超えない身体障害者療護施設にあっては、常勤換算方法で、四以上
- (4) 入所者の数が八十を超えて百五十を超えない施設にあっては、常勤換算方法で、五以上
- (5) 入所者の数が百五十を超えて百八十を超えない施設にあっては、常勤換算方法で、六以上

ハ 理学療法士又は作業療法士の数は、次のとおりとすること。

- (1) 入所者の数が百を超えない施設にあっては、常勤換算方法で、一以上
- (2) 入所者の数が百を超える施設にあっては、常勤換算方法で、二以上

#### 四 栄養士 一以上

2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数による。

3 第一項及び第七項の常勤換算方法とは、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該身体障害者療護施設において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。

4 第一項第一号の施設長は、常勤の者でなければならない。

5 第一項第三号の看護師のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。

6 第一項第三号の生活支援員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。

て得た数以上

ロ 看護師の数は、次のとおりとすること

- (1) 入所者の数が五十を超えない指定身体障害者療護施設にあっては、常勤換算方法で、二以上
- (2) 入所者の数が五十を超えて六十を超えない指定身体障害者療護施設にあっては、常勤換算方法で、三以上
- (3) 入所者の数が六十を超えて八十を超えない指定身体障害者療護施設にあっては、常勤換算方法で、四以上
- (4) 入所者の数が八十を超えて百五十を超えない施設にあっては、常勤換算方法で、五以上
- (5) 入所者の数が百五十を超えて百八十を超えない施設にあっては、常勤換算方法で、六以上

ハ 理学療法士又は作業療法士の数は、次のとおりとすること。

- (1) 入所者の数が百を超えない施設にあっては、常勤換算方法で、一以上
- (2) 入所者の数が百を超える施設にあっては、常勤換算方法で、二以上

#### 三 栄養士 一以上

2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 指定身体障害者療護施設の従業者は、専ら当該指定身体障害者療護施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の支援に支障がない場合はこの限りでない。

4 第一項第二号の看護師のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。

5 第一項第二号の生活支援員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。

7 身体障害者療護施設であつて、通所による入所者の支援を行うものにあつては、第一項に掲げる員数の職員に加えて、当該通所による入所者の支援を行う第一項第三項に掲げる職員を置くものとし、当該職員の総数は、常勤換算方法で、当該通所による入所者の数を四で除して得た数以上とする。

8 身体障害者療護施設は、支援を行う入所者の障害の状況に応じた適切な対応を図るために、第一項及び前項に掲げる職員に加えて、必要な職員を置かなければならない。

(職員の資格要件)

第三十九条 施設長は、社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に二年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

2 生活支援員は、社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

(設備の基準)

第三十七条 身体障害者療護施設には、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該身体障害者療護施設の効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の支援に支障がないときは、次の各号に掲げる設備の一部を設けないことができる。

- 一 居室
- 二 静養室
- 三 食堂
- 四 浴室
- 五 洗面所
- 六 便所

6 指定身体障害者療護施設は、入所による指定施設支援に併せて通所による指定施設支援を提供する場合は、第一項に掲げる員数の従業者に加えて、当該通所による指定施設支援を提供する第一項第二号に掲げる従業者を置くものとし、当該従業者の総数は、常勤換算方法で、当該通所による入所者の数を四で除して得た数以上とする。

7 指定身体障害者療護施設は、指定施設支援を提供している入所者の身体障害程度区分に応じた適切な対応を図るために、第一項及び前項に掲げる従業者に加えて、必要な従業者を置かなければならない。

第3節 設備に関する基準

(設備)

第四十四条 指定身体障害者療護施設の設備の基準は次のとおりとする。

一 居室

イ 一の居室の定員は、四人以下とすること。

ロ 入所者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、九・九平方メートル以上とすること。

ハ 特殊寝台又はこれに代わる設備を備えること。

二 静養室

イ 前号ハに定めるところによること。

ロ 医務室に近接して設けること。

三 食堂

- 七 医務室
- 八 機能訓練室
- 九 調理室
- 十 洗濯室
- 十一 相談室
- 十二 集会室
- 十三 看護職員室
- 十四 介護職員室
- 十五 事務室
- 十六 宿直室

2 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

一 居室

- イ 一の居室の定員は、四人以下とすること。
- ロ 地階に設けてはならないこと。
- ハ 入所者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、九・九平方メートル以上とすること。
- ニ 特殊寝台又はこれに代わる設備を備えること。
- ホ 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。
- ヘ 入所者の身の回り品を収納することができる収納設備を設けること。

二 静養室

- イ 前号ニ及びヘに定めるところによること。
- ロ 医務室に近接して設けること。

三 食堂

- イ 食事の提供に支障がない広さを有すること。
- ロ 必要な備品を備えること。

四 浴室

入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽等を備えること。

五 洗面所

- イ 居室のある階ごとに設けること。
- ロ 入所者の特性に応じたものであること。

六 便所

イ 居室のある階ごとに男子用と女子用を

イ 食事の提供に支障がない広さを有すること。

ロ 必要な備品を備えること。

四 浴室

入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽等を備えること。

五 洗面所

- イ 居室のある階ごとに設けること。
- ロ 入所者の特性に応じたものであること。

六 便所

- イ 居室のある階ごとに男子用と女子用を別に設けること。
- ロ 入所者の特性に応じたものであること。

七 医務室

- イ 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第二項に規定する診療所とすること。
- ロ 入所者を診療するために必要な医薬品及び医療用具を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。

八 機能訓練室

訓練に必要な機械器具等を備えること。

九 相談室

室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

十 集会室

必要な備品を備えること。

十一 廊下幅

二・二メートル以上とすること。

2 前項に規定するもののほか、指定身体障害者療護施設の設備の基準は、次に定めるところによる。

一 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

二 居室、静養室、便所その他入所者が日常生活において使用する設備には、ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

3 前二項に掲げる設備は、専ら当該指定身体障害者療護施設の用に供するものでなければならない。ただし、入所者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

別に設けること。

ロ 入所者の特性に応じたものであること。

#### 七 医務室

イ 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第二項に規定する診療所とすること。

ロ 入所者を診療するために必要な医薬品及び医療用具を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。

#### 八 機能訓練室

訓練に必要な機械器具等を備えること。

#### 九 相談室

室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

#### 十 集会室

必要な備品を備えること。

#### 十一 介護職員室

居室ある階ごとに居室に近接して設けること。

#### 十二 廊下幅

二・二メートル以上とすること。

3 前項に規定するものほか、身体障害者療護施設の設備の基準は、次に定めるところによる。

一 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

二 居室、静養室、便所その他入所者が日常使用する設備には、ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

三 居室等が二階以上の階にある場合は、傾斜路又はエレベーターを設けること。

四 適当な場所に汚物処理設備を設けること。

（指導、訓練等）

第四十条 身体障害者療護施設は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって指導、訓練等を行わなければならない。

2 身体障害者療護施設は、入所者が社会生活

#### 第4節 運営に関する基準

（指導、訓練等）

第四十五条 指定身体障害者療護施設は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって指導、訓練等を行わなければならない。

2 指定身体障害者療護施設は、入所者が社会生活への適応性を高めるようあらゆる機会を

への適応性を高めるようあらゆる機会を通じて生活指導を行わなければならない。

- 3 身体障害者療護施設は、入所者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むために必要な機能を維持し、機能の減退を防止するための訓練を行わなければならない。
- 4 身体障害者療護施設は、入所者の希望等を勘案し、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清しきししなければならない。
- 5 身体障害者療護施設は、指導、訓練等を行うに当たっては、常に一人以上の職員を従事させなければならない。
- 6 身体障害者療護施設は、入所者に対し、その負担により、当該身体障害者療護施設の職員以外の者による指導、訓練等を受けさせてはならない。

(衛生管理等)

第四十一条 身体障害者療護施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行わなければならない。

- 2 身体障害者療護施設は、当該身体障害者療護施設において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(準用)

第四十二条 第十七条から第三十五条までの規定(第二十二條及び第三十一條を除く。)は、身体障害者療護施設について準用する。

#### 第四章 身体障害者福祉ホーム(略)

#### 第五章 身体障害者授産施設

通じて生活指導を行わなければならない。

- 3 指定身体障害者療護施設は、入所者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むために必要な機能を維持し、機能の減退を防止するための訓練を行わなければならない。
- 4 指定身体障害者療護施設は、入所者の希望等を勘案し、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清しきししなければならない。
- 5 指定身体障害者療護施設は、指導、訓練等を行うに当たっては、常に一人以上の従業者を従事させなければならない。
- 6 指定身体障害者療護施設は、入所者に対し、その負担により、当該身体障害者療護施設の従業者以外の者による指導、訓練等を受けさせてはならない。

(衛生管理等)

第四十六条 指定身体障害者療護施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行わなければならない。

- 2 指定身体障害者療護施設は、当該指定身体障害者療護施設において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めること。

(準用)

第四十七条 第九条から第十九条まで、第二十一条から第三十一条まで及び第三十三条から第四十一条までの規定は、指定身体障害者療護施設について準用する。

#### 第4章 指定特定身体障害者授産施設

(種類)

第四十七条 身体障害者授産施設は、次の各号に掲げるものをいう。

- 一 身体障害者入所授産施設 法第三十一条に規定する身体障害者授産施設であつて、第二号に規定する身体障害者通所授産施設及び第三号に規定する身体障害者小規模通所授産施設以外のもの
- 二 身体障害者通所授産施設 身体障害者授産施設のうち通所による入所者のみを対象とするものであつて、第三号に規定する身体障害者小規模通所授産施設以外のもの
- 三 身体障害者小規模通所授産施設 身体障害者授産施設のうち通所による入所者のみを対象とするものであつて、常時利用する者が二十人未満であるもの

(規模)

第四十八条 身体障害者授産施設は、次の各号の区分に従い、それぞれ当該各号に規定する規模を有するものでなければならない。

- 一 身体障害者入所授産施設 三十人以上の人員（通所による入所者の数を除く。）を入所させることができる規模
  - 二 身体障害者通所授産施設 二十人以上の人員を入所させることができる規模
  - 三 身体障害者小規模通所授産施設 十人以上の人員を入所させることができる規模
- 2 身体障害者授産施設は、当該施設と一体的に管理運営を行う通所による入所者の支援を行う施設であつて入所者が二十人未満のもの（以下この章において「分場」という。）を設置する場合は、五人以上の人員を入所させることができる規模を有するものとしなければならない。

第一節 基本方針

(基本方針)

第四十八条 指定特定身体障害者授産施設は、入所者に対して、その自立と社会経済活動への参加を促進する観点から、必要な訓練及び職業の提供を適切に行わなければならない。

- 2 指定特定身体障害者授産施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に

(身体障害者入所授産施設の職員の配置の基準)

第五十三条 身体障害者入所授産施設には、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。ただし、入所定員が四十人を超えないものにあつては、第四号の栄養士を置かないことができる。

一 施設長

二 医師

入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

三 看護師、職業指導員及び生活支援員

イ 入所者の数が三十の身体障害者入所授産施設にあつては、看護師、職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、五以上

ロ 入所者の数が三十を超える身体障害者入所授産施設にあつては、看護師、職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、五に、入所者の数が三十を超えて二十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

ハ 看護師の数は、次のとおりとすること。

(1) 入所者の数が九十を超えない身体障害者入所授産施設にあつては、常勤換算方法で、一以上

(2) 入所者の数が九十を超えて、百三十を超えない身体障害者入所授産施設にあつては、常勤換算方法で、二以上

(3) 入所者の数が百三十を超えて、百

立って指定施設支援を提供するように努めなければならない。

3 指定特定身体障害者授産施設は、できる限り居宅に近い環境の中で、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、身体障害者居宅生活支援事業者、他の身体障害者更生援護施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

## 第2節 人員に関する基準

(指定特定身体障害者入所授産施設の従業者の員数)

第四十九条 指定特定身体障害者入所授産施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、入所定員が四十人を超えないものにあつては、第三号の栄養士を置かないことができる。

一 医師

入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

二 看護師、職業指導員及び生活支援員

イ 入所者の数が三十の指定特定身体障害者入所授産施設にあつては、看護師、職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、五以上

ロ 入所者の数が三十を超える指定特定身体障害者入所授産施設にあつては、看護師、職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、五に、入所者の数が三十を超えて二十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

ハ 看護師の数は、次のとおりとすること。

(1) 入所者の数が九十を超えない指定特定身体障害者入所授産施設にあつては、常勤換算方法で、一以上

(2) 入所者の数が九十を超えて、百三十を超えない指定特定身体障害者入所授産施設にあつては、常勤換算方法で、二以上

(3) 入所者の数が百三十を超えて、百六

六十を超えない身体障害者入所授産施設にあっては、常勤換算方法で、三以上

四 栄養士 一以上

2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数による。

3 第一項及び第八項の常勤換算方法とは、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該身体障害者入所授産施設において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。

4 第一項第一号の施設長は、常勤の者でなければならない。

5 第一項第一号の看護師のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。

6 第一項の職業指導員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。

7 第一項の生活支援員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。

8 身体障害者入所授産施設（視覚障害者又は聴覚・言語障害者を入所させるものに限る。）に置かれる生活支援員のうち、一人以上は、点字又は口話若しくは手話を解することができる者でなければならない。

9 身体障害者入所授産施設であって、通所による入所者の支援を行うものにあつては、第一項に掲げる員数の職員に加えて、当該通所による入所者の支援を行う第一項第三号に掲げる職員を置くものとし、当該職員の総数は、常勤換算方法で、当該通所による入所者の数を十で除して得た数以上とする。

10 身体障害者入所授産施設は、支援を行う入所者の障害の状況に応じた適切な対応を

十を超えない指定特定身体障害者入所授産施設にあっては、常勤換算方法で、三以上

三 栄養士 一以上

2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 指定特定身体障害者入所授産施設の従業者は、専ら当該指定特定身体障害者入所授産施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の支援に支障がない場合はこの限りでない。

4 第一項第一号の看護師のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。

5 第一項第一号の職業指導員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。

6 第一項第一号の生活支援員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。

7 指定特定身体障害者入所授産施設は、入所による指定施設支援に併せて通所による指定施設支援を提供する場合は、第一項に掲げる員数の従業者に加えて、当該通所による指定施設支援を提供する第一項第二号に掲げる従業者を置くものとし、当該従業者の総数は、常勤換算方法で、当該通所による入所者の数を十で除して得た数以上とする。

8 指定特定身体障害者入所授産施設は、指定施設支援を提供している入所者の身体障害程度区分に応じた適切な対応を図るために、第

図るために、第一項及び前項に掲げる職員に加えて、必要な職員を置かなければならない。

(身体障害者通所授産施設の職員の配置の基準)

第五十四条 身体障害者通所授産施設には、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。

- 一 施設長
- 二 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
- 三 職業指導員及び生活支援員
  - イ 入所者の数が二十の身体障害者通所授産施設にあつては、職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、二以上
  - ロ 入所者の数が二十を超える身体障害者通所授産施設にあつては、職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、二に、入所者の数が二十を超えて十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上
- 2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数による。
- 3 第一項の常勤換算方法とは、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該身体障害者通所授産施設において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。
- 4 第一項第一号の施設長は、常勤の者でなければならない。
- 5 第一項第三号の職業指導員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。
- 6 第一項第三号の生活支援員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。
- 7 身体障害者通所授産施設は、支援を行う入

一項及び前項に掲げる従業者に加えて、必要な従業者を置かなければならない。

(指定特定身体障害者通所授産施設の従業者の員数)

第五十条 指定特定身体障害者通所授産施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- 一 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
- 二 職業指導員及び生活支援員
  - イ 入所者の数が、二十の指定特定身体障害者通所授産施設にあつては、職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、二以上
  - ロ 入所者の数が、二十を超える指定特定身体障害者通所授産施設にあつては、職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、二に、入所者の数が二十を超えて十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上
- 2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 3 指定特定身体障害者通所授産施設の職員は、専ら当該指定特定身体障害者通所授産施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の支援に支障がない場合はこの限りでない。
- 4 第一項第一号の職業指導員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。
- 5 第一項第一号の生活支援員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。
- 6 指定特定身体障害者通所授産施設は、指定施設支援を提供している入所者の身体障害程

所者の障害の状況に応じた適切な対応を図るために、第一項に掲げる職員に加えて、必要な職員を置かなければならない。

(身体障害者小規模通所授産施設の職員の配置の基準) (略)

(分場の職員の配置基準)

第五十六条 身体障害者授産施設は、分場を設置する場合は、当該分場において通所による入所者の支援を行う第五十四条第一項第三号に掲げる職員を置くものとし、当該職員の総数は、常勤換算方法で、当該分場入所者の数を四・八で除して得た数以上とする。

2 身体障害者授産施設は、支援を行う入所者の障害の状況に応じた適切な対応を図るために、前項に掲げる職員に加えて、必要な職員を置かなければならない。

(身体障害者入所授産施設の設備の基準)

第四十九条 身体障害者入所授産施設には、次の各号に掲げる設備を設けなければならない

度区分に応じた適切な対応を図るために、第一項に掲げる従業者に加えて、必要な従業者を置かなければならない。

(分場を設置する指定特定身体障害者授産施設の従業者の員数)

第五十一条 指定特定身体障害者授産施設は、当該施設と一体的に管理運営を行う通所による指定施設支援を提供する施設であって利用者が二十人未満のもの(以下この章において「分場」という。)を設置する場合は、当該分場において指定施設支援を提供する前条第一項第二号に掲げる従業者を置くものとし、当該従業者の総数は、常勤換算方法で、当該分場入所者の数を四・八で除して得た数以上とする。

2 指定特定身体障害者授産施設は、指定施設支援を提供する入所者の身体障害程度区分に応じた適切な対応を図るために、前項に掲げる従業者に加えて、必要な従業者を置かなければならない。

### 第3節 設備に関する基準

(指定特定身体障害者入所授産施設の設備)

第五十二条 指定特定身体障害者入所授産施設の設備の基準は、次のとおりとする。

一 居室

。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該身体障害者入所授産施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の支援に支障がないときは、次の各号に掲げる設備の一部を設けないことができる。

- 一 居室
- 二 静養室
- 三 食堂
- 四 浴室
- 五 洗面所
- 六 便所
- 七 医務室
- 八 作業室又は作業場
- 九 更衣室
- 十 調理室
- 十一 洗濯室
- 十二 相談室
- 十三 事務室

2 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 居室
  - イ 一の居室の定員は、四人以下とすること。
  - ロ 地階に設けてはならないこと。
  - ハ 入所者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、六・六平方メートル以上とすること。
  - ニ 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。
- 二 静養室
  - イ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。
  - ロ 医務室に近接して設けること。
- 三 食堂
  - イ 食事の提供に支障がない広さを有すること。
  - ロ 必要な備品を備えること。
- 四 浴室
  - 入所者の特性に応じたものであること。

イ 一の居室の定員は、四人以下とすること。

ロ 入所者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、六・六平方メートル以上とすること。

## 二 静養室

イ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

ロ 医務室に近接して設けること。

## 三 食堂

イ 食事の提供に支障がない広さを有すること。

ロ 必要な備品を備えること。

## 四 浴室

入所者の特性に応じたものであること。

## 五 洗面所

イ 居室のある階ごとに設けること。

ロ 入所者の特性に応じたものであること。

## 六 便所

イ 居室のある階ごとに男子用と女子用を別に設けること。

ロ 入所者の特性に応じたものであること。

## 七 医務室

治療に必要な機械器具等を備えること。

## 八 作業室又は作業場

イ 作業を行う入所者一人当たりの床面積は、機械器具等を除き、一・六五平方メートル以上とすること。

ロ 作業に必要な機械器具等を備えること。

## 九 更衣室

男子用と女子用を別に設けること。

## 十 相談室

室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

## 十一 集会室

必要な備品を備えること。

## 十二 廊下幅

二・二メートル以上とすること。

2 前項に掲げる設備のうち、静養室にあっては、医務室を兼ねることができる。

## 五 洗面所

- イ 居室のある階ごとに設けること。
- ロ 入所者の特性に応じたものであること。

## 六 便所

- イ 居室のある階ごとに男子用と女子用を別に設けること。
- ロ 入所者の特性に応じたものであること。

## 七 医務室

治療に必要な機械器具等を備えること。

## 八 作業室又は作業場

- イ 作業を行う入所者一人当たりの床面積は、機械器具等を除き、一・六五平方メートル以上とすること。
- ロ 作業に必要な機械器具等を備えること。

## 九 更衣室

男子用と女子用を別に設けること。

## 十 調理室

火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

## 十一 相談室

室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

## 十二 集会室

必要な備品を備えること。

## 十三 廊下幅

二・二メートル以上とすること。

3 第一項各号に掲げる設備のうち、静養室にあっては、医務室を兼ねることができる。

4 身体障害者入所授産施設は、必要に応じて原材料及び製品の運搬のための機械器具等を備えなければならない。

### (身体障害者通所授産施設の設備の基準)

第五十条 身体障害者通所授産施設には、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該身体障害者通所授産施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の支援に支障がないときは、次の各号に掲げる設備の一部を設けないこと

3 指定特定身体障害者入所授産施設には、必要に応じて原材料及び製品の製造・運搬のための機械器具等を備えなければならない。

4 第一項及び第三項に掲げる設備は、専ら当該指定特定身体障害者入所授産施設の用に供するものでなければならない。ただし、入所者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

### (指定特定身体障害者通所授産施設の設備)

第五十三条 指定特定身体障害者通所授産施設の設備の基準は次のとおりとする。

#### 一 食堂兼集会室

- イ 食事の提供に支障がない広さを有すること。
- ロ 必要な備品を備えること。

#### 二 洗面所

入所者の特性に応じたものであること。

#### 三 便所

- イ 男子用と女子用を別に設けること。